事業者の氏名又は名称		営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	
山本重機運送有限会社 (法人番号 5250002006354) 代表 者山本龍隆	1174番地2	岩国営業所	山口県岩国市新港町3丁目5-31		第17条第4項及び第18 条第3項	令和4年6月22日、同年9月2日及び同年9月6日、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)整備管理者の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運行管理者の解任届出違反(安全規則第19条)	3	3
	広島県広島市佐伯区五日 市町石内4014-1	本社	広島県安芸郡熊野町宇苗 渋6661-1	許可の取消し		運輸支局において現地調査を行った結果、所 在不明事業者であって相当の期間事業を行っ ていないと認められたもの。	-	-
渡部運送有限会社(法 人番号6240002038100) 代表者中田武	広島県廿日市市沖塩屋3- 3-5	本社	広島県廿日市市沖塩屋3- 3-3	許可の取消し		運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	_
	広島県東広島市志和町冠 915		広島県東広島市志和町冠 915	許可の取消し		運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	_	_
株式会社桑原産業(法 人番号3250001002612) 代表者桒原勝彦		本社営業所	山口県防府市大字338番地の1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和4年3月22日及び同年8月25日、健康起因による事故を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)乗務の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4
株式会社ハラケン運輸 (法人番号 8250001016211) 代表 者峯伸一郎	山口県山口市陶1523番地1	本社営業所	山口県山口市陶1523番地1		第17条第1項第1号、同	令和4年7月8日、同年7月27日及び同年8月9日、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第9条の3録章反(安全規則第9条の3録事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
株式会社LINE HEART(法人番号 9260001034293) 代表 者岩本明久	岡山県倉敷市林1906番地1	本社営業所	岡山県倉敷市林1906番地1	文書警告	第17条第4項	令和5年1月27日及び同年2月17日、情報提供 を端緒として監査を実施。2件の違反が認めら れた。(1)乗務等の記録事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第8条第1項)、(2)運転者台帳の記載事項 義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0